

平成31年度版

# ほいくしよ ガイド



富士河口湖町



もくじ！



## 1.入所を決める前の「確認事項」と「申込方法」

作成の経緯と施設の選び方 .....	5
「施設の選び方」と「認定区分」 .....	6
施設一覧.....	7
保育認定を受けるための保護者の事由.....	8
保育所の保育時間について.....	9
入所手続きの流れ（平成31年度 4月入所等：産休明け、育休明け、出生前） .....	10
入所手続きの流れ（平成31年度 途中入所） .....	11
町外施設の入所手続きの流れ（平成31年度 4月入所&途中入所） .....	12
申込みに必要な書類 受付場所.....	13
保育認定に必要な添付書類.....	14
平成31年度 富士河口湖町保育認定理由 指数表.....	15
平成31年度 富士河口湖町 特定保育利用者負担額表.....	16
平成31年度 富士河口湖町 特定教育利用者負担金額表.....	17

## 2.入所が決まったら（公立保育所の場合）

デイリープログラム.....	19
保育料の口座振替について.....	20
土曜保育を利用したい ホリデー保育を利用したい.....	21
延長保育を利用したい 保育所を退所したい.....	22
標準時間と短時間の切り替え その他事項 保護者の方へお願い.....	23
子どもが病気だけど、保育所を利用したい.....	25
ファミリーサポートセンター.....	27

### 3. 町内保育施設のご紹介

施設ごとのご紹介.....	29
施設の地図.....	41

### 4. 記入例と「よくある質問Q & A」

記入例.....	43
よくある質問 Q&A.....	53

## このガイドのコンセプト

「少しでもわかりやすく」  
よりスムーズな手続きのサポートを！

保育所はじめて  
なんだけど・・・

手続きって  
わかりにくい





## 1.入所を決める前の「確認事項」と「申込方法」

ここからのページはお子様の入所を検討する際の各種制度のご紹介と申込方法について掲載されています。



## 作成の経緯

このガイドは、複雑な保育所等への入所や変更の手続きを保護者様にとって「少しでもわかりやすく」をコンセプトに作成しました。現在入所されている方、これから利用される方にとって、よりスムーズな手続きのサポートとなれば幸いです。なお、本ガイドは基本的な事項のみの掲載となります。家庭により様々な状況が想定されますので、ご不明な点がございましたら町役場子育て支援課までお問い合わせください。

## 施設の種類

### 保育所

保護者が就労している場合や、病気・出産・介護等で、一時的に家庭で保育することが出来ない場合など、日々の保育の必要性のある児童を保護者に代わって保育する施設です。

### 認定こども園

受け入れ年齢：0歳～5歳児※施設により異なります。

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園の機能と保育所の機能の両方を併せもつ施設です。

### 小規模保育施設

受け入れ年齢：0歳～2歳児

2歳以下の子どもを対象に、19人以下の少人数で保育を行う施設です。満3歳到達の翌年度から、保育所・認定こども園等へ転園していただきます。

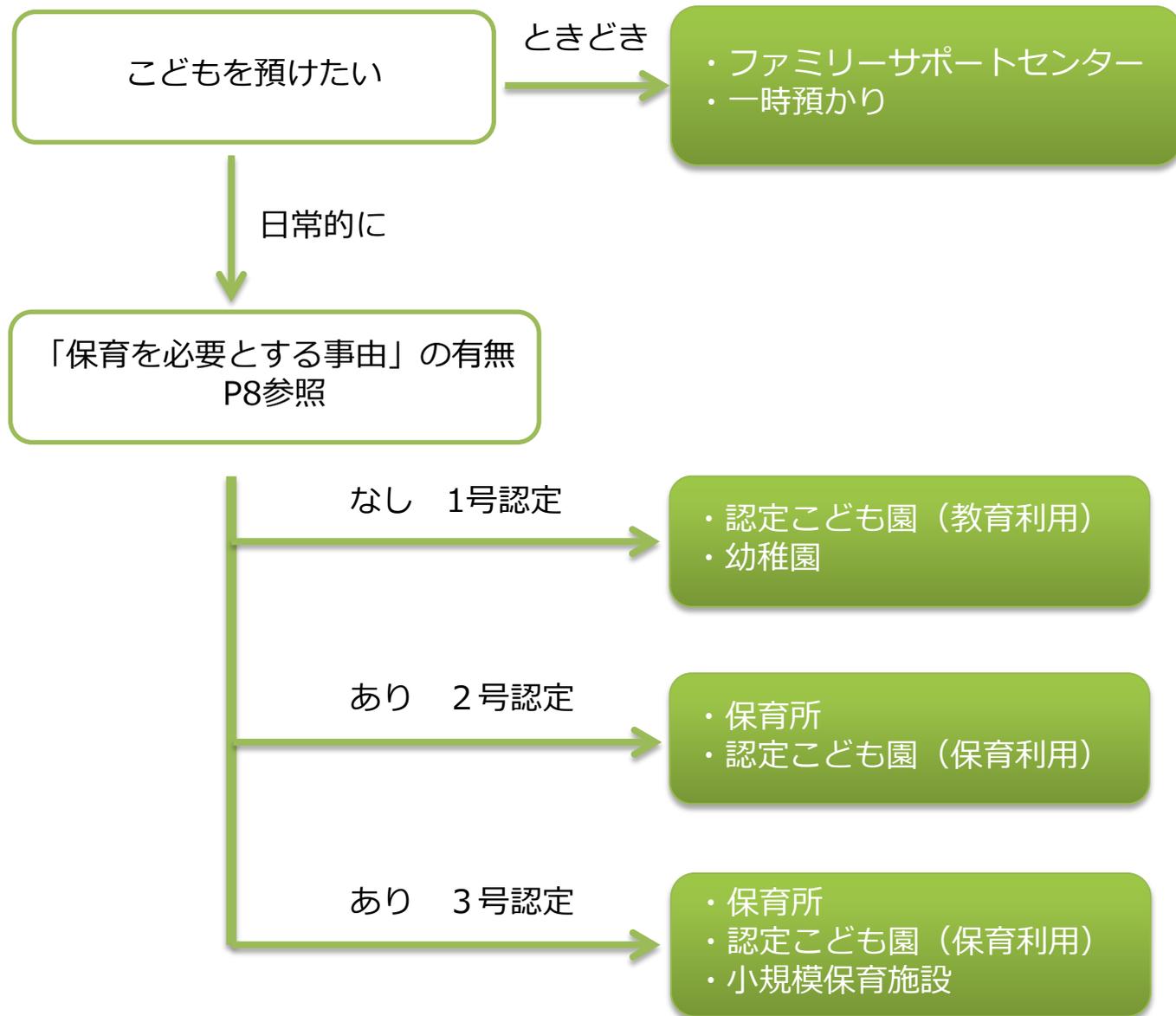
### 幼稚園

就学前の子どもの学習の基礎を養う施設です。1日4時間程度の幼児教育を行い、夏休みや冬休みがあります。

#### ◆ほかにも・・・

地域で相互に子育てを援助する「ファミリーサポートセンター」や病気の際の施設利用「病児・病後児保育事業」等があります。

## 施設の選び方



## 認定区分

支給認定区分	年齢	利用できる施設	利用できる時間
1号認定	3～5歳	幼稚園※	教育標準時間
2号認定	3～5歳	保育所等	保育標準時間（11時間）、 保育短時間（8時間）のいずれか
3号認定	0～2歳		

※認定こども園（幼稚園機能部分）も含みます。

# 施設一覽

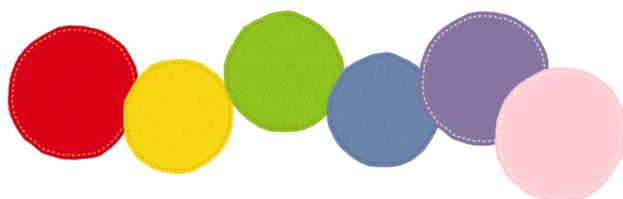
町内保育施設等のご紹介です。受入年齢は「入所」するクラスを決める上で必要となります。いずれも「入所年度の4月1日時点の年齢」で決定されます。

	施設名	利用定員	所在地	受入年齢	電話番号
公立	船津保育所※	310	船津6760-1	1-5	72-2007
	小立保育所	180	小立1824	1-5	72-1646
	大石保育所	55	大石1396	1-5	76-7754
	河口保育所	75	河口3	1-5	76-7617
	こもも保育所	100	船津3333	0-2	83-3323
	勝山保育所	120	勝山4136-1	0-5	83-2124
	足和田保育所	55	長浜2409	1-5	82-2954
	富士ヶ嶺保育所	40	富士ヶ嶺1212	0-5	89-2024
私立	認定こども園ドリームツリー※	150	小立5699-2	0-5	72-5522
	認定こども園 Fujiこどもの家 バンビーノの森	35	勝山3407-1	3-5	72-9995
	事業所内保育施設 河口湖とらのご保育園	14	船津2211-5	0-2	72-9558
	小規模保育施設 キッズプラザPoca Poca	12	船津5119-2	0-2	83-3525

◆例) 平成31年度4月入所希望 生年月日：平成30年8月5日の場合

この場合には平成31年4月1日時点で1歳に到達していないため、**0歳児クラス**となります。受け入れ可能な施設は上記表からご確認ください。

- ※船津保育所は1・2歳児は兄弟が通所し、空きがある場合のみ受け入れ可能となります。
- ※公立保育所では0歳児の受け入れは生後6か月以降（首が座ったタイミング）となります。
- ※認定こども園ドリームツリーはマリア国際幼稚園・ゆめの木保育園からなります。



## 保育認定を受けるための保護者の事由

町からの認定を受けるためには保護者が以下の事由に該当している必要があります。なお、事由の変更は家庭の状況に応じ随時可能となります。変更にあたっては余裕をもった手続きをお願いいたします。必要書類はP 1 3を参照。

	事由
1	就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など ( <b>原則週3日以上</b> の勤務かつ1ヶ月48時間以上就労していること)
2	妊娠、出産 (認定期間は、母子手帳の発行から産後6か月後の月末まで)
3	保護者の疾病、負傷、障害等
4	同居又は長期入院等している親族の介護・看護
5	災害復旧
6	求職活動(起業準備を含む。認定期間は3ヶ月間のみ。 <b>延長はできません。</b> )
7	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
8	虐待やDVのおそれがあること
9	育児休業中 (認定期間は、未満児は出産後1年間まで3歳以上児は復職するまで)
10	家庭にて未満児を保育している (入所希望児童が3歳児以上で、家庭内で未満児：0～2歳児を保育している)
11	その他、町長が認める場合

### こんな場合には事由を切り替え

#### ◆就労していて妊娠した場合

「保育の必要性の申立書(様式P 4 3参照)」と「母子健康手帳(写)※表紙と出産予定日を書き込んだページ」を提出し、事由を切り替えます。

#### ◆現在の就労をやめて仕事を探す場合

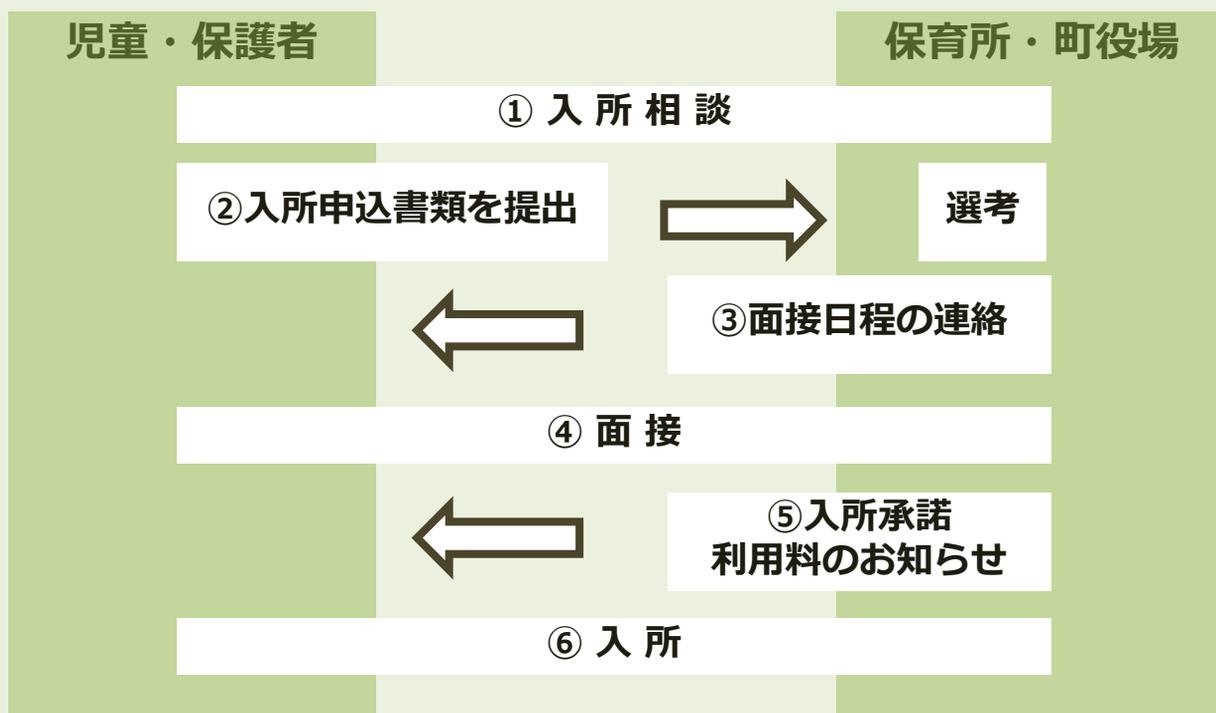
「保育の必要性の申立書」と「求職カード(写)※」もしくは「雇用保険受給者資格証(写)」のいずれかを提出し、事由を切り替え。但し認定期間は3ヶ月となります。  
※ハローワーク(公共職業安定所)で発行されたものなど

いずれの提出先も通所保育所もしくは子育て支援課窓口へお願いします。



## 入所手続きの流れ（平成31年度 4月入所等）

4月からの入所、産休明け、育児休業明けで入所希望の場合は以下のとおりです。  
**年度途中の入所であっても産休明け、育児休業明けの日程が決まっている方はこちらの流れとなります。**また、**出生前も同様です。**年度途中のお申込みは定員により入所出来ない場合もあります。



### ◆平成31年度4月入所・産休明け、育児休業明け、出生前で入所希望の方へ

平成30年度「[富士河口湖町広報11月号](#)」（11月1日発行）と[富士河口湖町公式ホームページ](#)に掲載します。

申込み期日等掲載されますので、4月入所等を予定される方は、よくご確認の上、お申込をお願いいたします。

なお、申込みに当たっては期日厳守、**「必要書類の不足」は、2次受付となります。**ご注意ください。

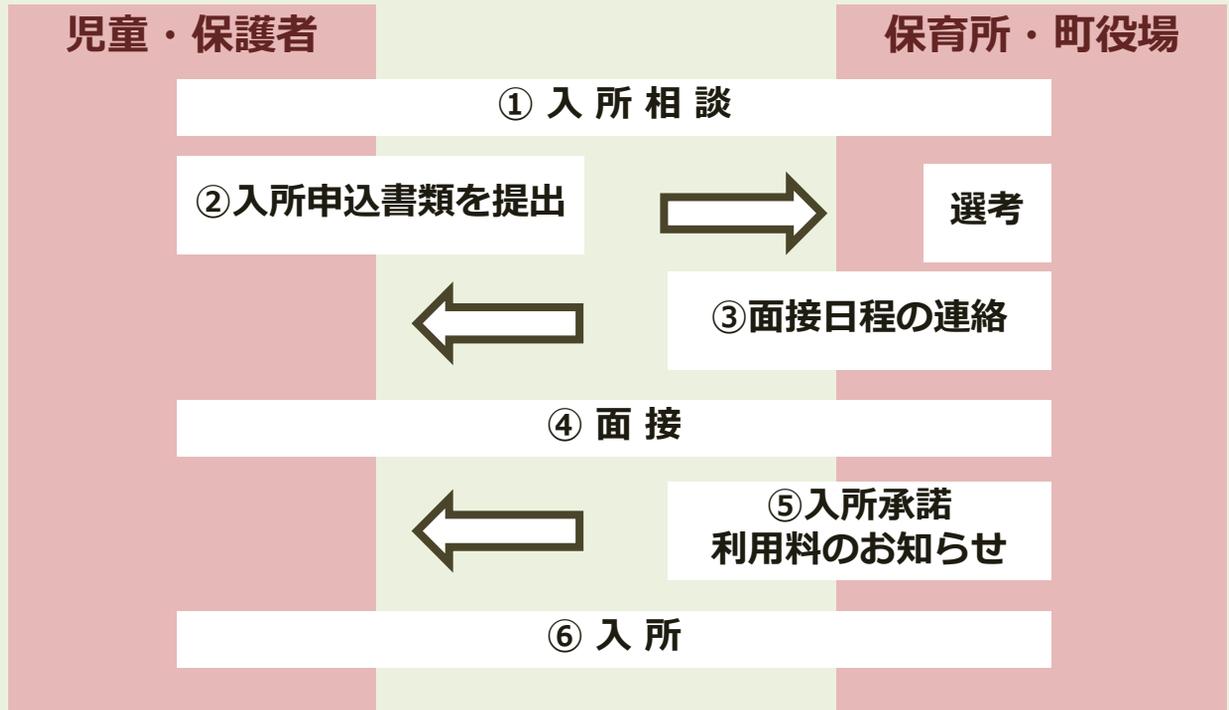
### ◆公立保育所の見学会の日程について

開催日・・・11月27日（火）、28日（水）

時間・・・いずれも、10:00～11:30の間で自由に見学できます。予約不要。

## 入所手続きの流れ（平成31年度 途中入所）

4月以降の入所を希望される場合には以下のとおりとなります。定員の空き等がある場合に限り申込みを受け付けております。



### ◆入所枠のお問い合わせ先

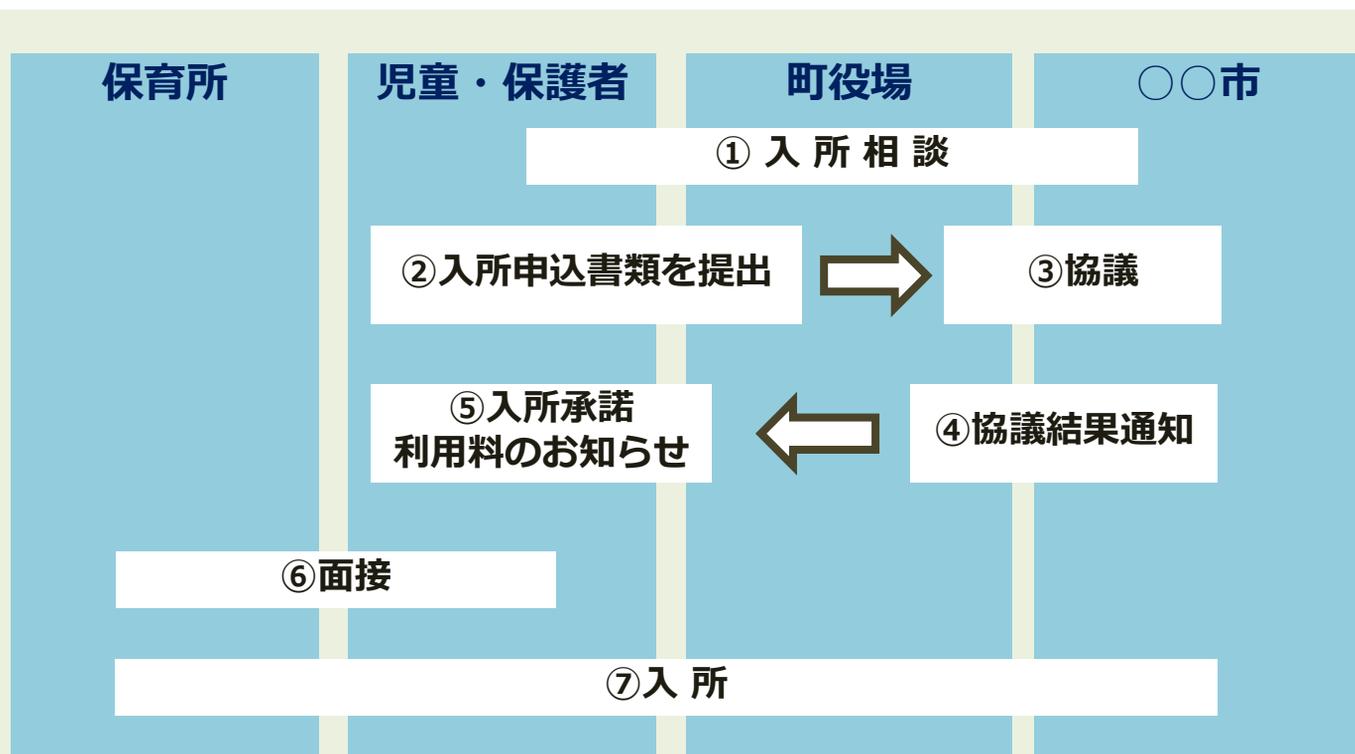
町内公立保育所：役場子育て支援課 0555-72-1174  
その他施設：直接お問い合わせください。連絡先P5参照

※様々な準備がありますので、申込みは入所希望日の **1ヶ月以上前** をお願いいたします。

**注意）4月以降の入所であっても産休明け、育児休業明け、出生前の場合には「4月入所」の手続きとなります。**

## 町外施設の入所手続きの流れ (平成31年度 4月入所&途中入所)

就労先が町外にあるなど、特別な理由がある場合、相手先自治体との協議の上、入所することができます。この場合を「管外委託保育」と言います。



### ◆平成31年度4月入所について

申込み期日が自治体により異なります。詳細は直接利用希望自治体へお問い合わせください。  
**入所申込先は町役場子育て支援課**となります。ご注意ください。

### ◆保育料の納付先について

町外公立保育所：相手先自治体

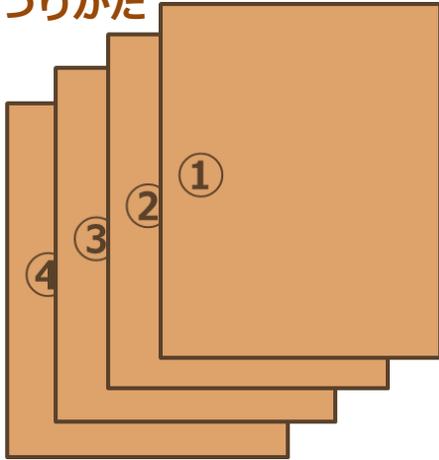
〃 私立保育所：富士河口湖町

〃 認定こども園、小規模保育施設等：施設ごとに徴収

## 申込みに必要な書類

1	入所申込書兼支給認定申請書 P43参照
2	保育の必要性を証明するもの（P14の表の中で、保護者の事由に応じたもの）
3	管外委託を希望する理由書（P12管外委託の場合のみ）
4	両親の平成30年度課税証明書（平成30年1月1日時点で町外在住の方。コピー可）
5	生活保護を受けていた世帯：被保護証明書

### ◆つづりかた



①から順番に揃えて提出をお願いします。

## 受付場所

### ◆新しく町内公立保育所を入所される方（転園・こもも保育所から他の保育所を希望）

提出日・・・**平成30年12月4日（火）厳守**

10:00～11:30 13:00～15:00のみ受付

提出先・・・第一希望の保育所

**注）上記日程以降の申込は2次受付となります。2次受付の利用調整は、1次で受け付けた人の利用調整後に空きがある場合のみ行います。**

### ◆公立保育所へ継続入所される方（申込書は保育所から配布）

提出日・・・**平成30年12月7日（金）**まで随時受付

提出先・・・子育て支援課窓口

### ◆町外の保育所等を希望する場合（管外委託）

提出日・・・保育所のある自治体ごと

提出先・・・子育て支援課窓口

※自治体によって提出期日がありますので、必ず確認のうえ窓口にて提出してください。

富士吉田市を希望する場合は、**11月15日（木）**までに提出をお願いします。

### ◆町内の認定こども園を希望する場合

提出日・・・施設ごとの期日による

提出先・・・施設へ直接提出

### ◆町内の小規模保育施設を希望する場合

提出日・・・子育て支援課窓口

提出先・・・**平成30年11月30日（金）**

# 保育認定に必要な添付書類

保育を必要とする事由を証明する書類（①～⑩の事由ごとに必要書類を提出）  
同居の祖父母（64歳以下）がいる場合も同様の証明書などが必要になります。  
就労開始直後のため勤務実績がない方は、3か月後に再度就労証明書の提出が必要となります。

●：必ず提出する書類 ○：いずれかの書類または、その他証明できる書類

No.	保育を必要とする事由	必要書類（例）
①	就労（外勤・内職）	●就労証明書 ●直近の月の給与明細の写し（就労予定の場合は後日提出）
	就労（自営業）	●就労証明書（民生委員の署名のあるもの） ○直近の月の給与明細の写し ○確定申告書の写し ○開業届出書の写し（新規開業の場合）
	就労（自営業協力者） <b>※H31年度入所より適用</b> <b>自営業協力者が専従者であることを確認する。</b> <b>A・Bいずれか提出がない場合には、指数減算を適用。</b>	●就労証明書（民生委員の署名のあるもの） ●直近の月の給与明細の写し （無給の場合は、事業主の署名捺印付きでその旨を説明してください。様式自由） A ○確定申告収支内訳書（写） B ○専従者給与届等 （家族への支払いが証明できるもの）
②	妊娠、出産 （認定期間は、母子手帳の発行から産後6か月後の月末まで）	●保育の必要性の申立書 ●母子健康手帳（写） 表紙と出産予定日を書き込んだページ
③	保護者の疾病、負傷、障害	●保育の必要性の申立書 ○診断書 ○身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手（写）
④	同居又は長期入院等している親族の介護・看護	●保育の必要性の申立書 ○被介護者、看護者の診断書等 ○介護、看護の状況等が分かる書類
⑤	災害復旧	●保育の必要性の申立書 ○り災証明書等（写）
⑥	求職活動 （起業準備を含む。認定期間は3か月間）	●保育の必要性の申立書 ○求職カード（写） ○雇用保険受給者資格証（写）
⑦	就学（職業訓練学校等における職業訓練を含む）	●保育の必要性の申立書 ○在学証明書または学生証（写）
⑧	虐待やDVのおそれがあること	●保育の必要性の申立書 ○配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等（写）
⑨	育児休業 （認定期間は、未満児は出産後1年間まで3歳以上児は復職するまで）	●就労証明書（育児休業取得期間を証明したもの）
⑩	入所希望児童が3歳児以上で、家庭内で未満児(0～2歳児)を保育している	●保育の必要性の申立書

※入所中の保育認定の変更は、事由の内容により入所を継続できない場合があります。

# 平成31年度 富士河口湖町保育認定理由 指数表

家庭と保護者の状況などから「指数」を加算し、指数の高い方から選考します。

理由区分	番号	理由名	指数
必要性 ※保護者 毎に 1つ適用	1	就労（8時間以上）	10
	2	就労（6～8時間）	9
	3	就労（3～6時間）	7
	4	妊娠・出産	9
	5	疾病・障害（重度）	10
	6	疾病・障害	8
	7	介護・看護（ねたきり等）	10
	8	介護・看護（長期居宅療養等）	7
	9	災害復旧	10
	10	求職活動	5
	11	就学	8
	12	虐待・DV	10
	13	育児休業	7
	14	その他：入所希望児童が3歳以上児で、家庭内で未満児(0～2歳児)を保育している	7
	15	その他	
優先利用	16	ひとり親家庭	11
	17	生活保護世帯	2
	18	生計中心者の失業	10
	19	虐待・DV等	10
	20	障害児	2
	21	育児休業明け	1
	22	兄弟同時利用	1
	23	小規模保育等卒園児	2
	24	居住地の保育所	1
	25	保護者が保育士等として勤務（1日6時間以上）	6
	26	保護者が保育士等として勤務（1日6時間未満）	4
	27	その他市町村が定める理由	
減算調整	28	過去に保育料の未納がある世帯	-1
	29	申請書類の添付書類に不備がある	-1
	30	自営協力者において、専従者であることが認められない場合 ※（H31年度入所より適用）	-1

## ◆富士河口湖町の独自施策

町では保育所における未満児（0～2歳児）の受け入れが困難であることを鑑み、「3歳～5歳の児童については家庭内で未満児を保育していること」を理由に入所することでできる独自施策を平成30年度より開始しております。

# 平成31年度 富士河口湖町 特定保育利用者負担額表

階層区分の認定は、保護者及び保護者以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合）の均等割・所得割の額の合計額により行います。4月1日から8月31日までの間は前年度分の市町村民税、9月1日から翌年3月31日までの間は現年度分の市町村民税を基礎として、認定します。また、町独自の子育て支援施策として、年少扶養控除を適用したなかで軽減し、階層を決定しています。

児童の属する世帯の階層区分		・保育標準時間（7：15～18：15） ・保育短時間（8：30～16：30）					
		0～2歳児		3歳児		4．5歳児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	5,000円	3,000円	3,000円	1,000円	3,000円	1,000円
	うちひとり親等世帯※	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第3階層	市町村民税均等割課税世帯	8,500円	6,500円	7,000円	5,000円	7,000円	5,000円
	うちひとり親等世帯※	3,500円	2,500円	3,000円	2,000円	3,000円	2,000円
第4階層	20,000円未満	11,000円	9,000円	10,000円	8,000円	10,000円	8,000円
	ひとり親等世帯	5,000円	4,000円	4,000円	3,000円	4,000円	3,000円
第5階層	48,600円未満	15,000円	13,000円	12,000円	10,000円	12,000円	10,000円
	ひとり親等世帯	7,000円	6,000円	4,500円	3,500円	4,500円	3,500円
第6階層	57,700円未満	18,000円	16,000円	15,000円	13,000円	14,000円	12,000円
	ひとり親等世帯	8,000円	7,000円	5,000円	4,000円	5,000円	4,000円
第7階層	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	21,000円	19,000円	18,000円	16,000円	16,000円	14,000円
	ひとり親等世帯	9,000円	8,000円	6,000円	5,000円	6,000円	5,000円
第8階層	97,000円未満	23,500円	21,500円	21,000円	19,000円	18,000円	16,000円
第9階層	169,000円未満	37,500円	35,500円	24,000円	22,000円	18,500円	16,500円
第10階層	301,000円未満	42,500円	40,500円	24,500円	22,500円	19,000円	17,000円
第11階層	397,000円未満	43,500円	41,500円	25,000円	23,000円	19,500円	17,500円
第12階層	397,000円以上	45,000円	43,000円	26,000円	24,000円	20,000円	18,000円

※「ひとり親等世帯」… 母子・父子世帯、または障害者同居世帯

## ◆無料化施策

- ・「非課税世帯」は、第2子以降無料。
- ・57,700円未満（6階層以下）の世帯は、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無料。
- ・「ひとり親家庭等世帯」で、77,101円未満（7階層以下）の世帯は、第2子以降無料。

## ◆山梨県の独自施策「やまなし子育て応援事業」

169,000円未満（9階層以下）の世帯で、3歳未満児の子どもに対して、第2子以降無料の事業が開始されています。町への申請が必要になります。※申請書は保育所を通じて配布します。

# 平成31年度 富士河口湖町 特定教育利用者負担金額表

階層区分の認定は、保護者及び保護者以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合）の均等割・所得割の額の合計額により行います。4月1日から8月31日までの間は前年度分の市町村民税、9月1日から翌年3月31日までの間は現年度分の市町村民税を基礎として、認定します。また、町独自の子育て支援施策として、年少扶養控除を適用したなかで軽減し、階層を決定しています。

児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額	利用者負担額 【母子・父子世帯、 障害者同居世帯】
第1階層	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	町民税非課税世帯	3,000円	0円
第3階層	77,100円以下	1,0100円	3,000円
第4階層	市町村町民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円	20,500円
第5階層	211,201円以上	25,700円	25,700円

## ◆無料化施策

特定教育利用者の所得割課税額が77,101円未満（3階層以下）の世帯は、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無料となります。

## ◆2つの表の違い

- ・特定保育利用者負担額表：保育所、認定こども園（保育）、小規模保育の利用料
- ・特定教育利用者負担金額表：認定こども園（教育）、幼稚園の利用料

